

町村長等・議会議員・一般職・各種委員会委員等の
報酬及び費用弁償に関する調べ

令和2年7月1日現在

熊本県町村議会議長会

目 次

I 町村長・議会議員等の報酬（給料）及び旅費に関する調べ	1
1 報酬（給料）	1
2 旅費	3
(1) 町 村 長	3
(2) 副 町 村 長	5
(3) 教 育 長	7
(4) 議 長	9
(5) 副 議 長	11
(6) 議 員	13
(7) 3級以上の職務にある者	15
(8) 2級～1級の職務にある者	17
II 町村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調べ	19
(1) 教育委員会	19
(2) 選挙管理委員会	21
(3) 農業委員会	23
(4) 監査委員	25
(5) 民生委員	27
(6) 消 防 団	29
(7) 嘱 託 員（区長）	31
(8) 学 校 医	33
小 学 校	33
中 学 校	35
(9) 特別職報酬等審議会	37
(10) スポーツ推進委員会	39
(11) 交通指導員	41

I 町村長・議会議員等の報酬（給料）及び旅費に関する調べ

1 報酬（給料）

（単位：円）

郡・町村名	町 村 長		副 町 村 長		教 育 長		議 長		副 議 長		議 員		備 考	
	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後		
下城 益郡	美里町	769,000	692,100 ※	576,500	547,675 ※	530,600	504,070 ※	307,200		254,300		238,400		※7月支給の1月分が対象
玉 名 郡	玉東町	733,000		545,000		508,000		315,000		260,000		236,000		
	和水町	791,000		581,000		536,000		326,000		269,000		245,000		
	南関町	790,000		574,000		524,000		333,000		275,000		250,000		
	長洲町	750,000		550,000		500,000		334,000		276,000		251,000		
菊 池 郡	大津町	747,000		593,000		542,000		332,000		273,900		249,000		
	菊陽町	747,000		593,000		542,000		332,000		273,900		249,000		
阿 蘇 郡	南小国町	757,000		561,000		520,000		301,000		248,000		226,000		
	小国町	784,000				535,000		309,000		254,000		234,000		
	産山村	650,000				490,000		260,000		213,000		194,000		
	高森町	741,900		580,400		527,200		296,700		244,800		222,500		
	南阿蘇村	763,000		580,000		530,000		310,000		256,000		233,000		
	西原村	736,000		549,000		516,000		303,000		250,000		228,000		
上 益 城 郡	御船町	706,400		548,300		500,600		317,400		262,000		237,700		
	嘉島町	741,900				527,300		296,800		244,900		222,600		
	益城町	830,400		623,500		569,900		332,100		274,000		249,100		
	甲佐町	790,700		593,000		553,200		315,700		260,500		237,300		
	山都町	791,900	712,710	593,900	534,510	544,600		316,300		260,600		237,600		

1 報酬（給料）

（単位：円）

郡・町村名	町 村 長		副 町 村 長		教 育 長		議 長		副 議 長		議 員		備 考	
	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後		
八代郡 氷川町	745,000		574,000		533,000		308,000		254,000		231,000			
葦北郡	芦北町	798,000		603,000		543,000		325,000		268,000		244,000		
	津奈木町	740,000		561,000		518,000		310,000		255,000		233,000		
球磨郡	錦町	760,000		585,000		527,000		302,600		250,100		227,300		
	あさぎり町	787,000		605,000		535,000		316,000		261,000		237,000		
	多良木町	749,000		597,000		527,000		310,000		255,000		232,000		
	湯前町	774,000		601,000		528,000		298,000		246,000		225,000		
	水上村	736,000		571,000		502,000		295,100		243,300		221,400		
	相良村	682,000				506,000		281,000		232,000		211,000		
	五木村	676,000				480,000		284,000		234,000		213,000		
	山江村	740,000		568,000		509,000		289,000		238,000		216,000		
	球磨村	745,000		572,000		513,000		298,000		245,000		223,000		
天草郡 苓北町	758,000		569,000		531,000		303,000		250,000		228,000			
県内平均	751,942	702,405	578,754	541,093	524,142	504,070	308,287		254,235		231,674			

2 旅費

(1) 町村長

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城 益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円。移動には主に公用車を利用
玉 名 郡	玉東町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	和水町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	南関町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,200	11,800			実費	※県内、県外の区別無し。ただし、町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,600 ※1	2,600 ※2	13,100	11,800		2,600	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊 池 郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100			実費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿 蘇 郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※2			実費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 甲地方は県外。乙地方は県内
	小国町	30	1,000 ※1 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000	10,000		実費	※1 沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を使用する際、別途、行動費として1日につき2,000円を支給 ※2 日当1,000円の支給は阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町の地域を除く
	産山村	30	1,000 ※1	1,000	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、乙地方の金額とする ※3 上限5000円とし、村内においての各種担当者等会議については、最大3000円とする
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域は無し。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給 ※2 熊本県内は10,000円 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料金の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 または実費 ※2 九州管内で宿泊を要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする ※3 甲地方は県内、乙地方は県外

(1) 町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200		※	実費	※宿泊料と交通機関の料金がセットになったバック旅行を利用の場合、バック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	2,200 ※	2,200 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内については支給しない
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150 ※	11,900	10,800		2,300	実費	※陸路25kmを超え、自家用車使用時に支給する
葦北郡	芦北町	37	3,000 ※	1,500 ※	14,800	13,300		3,000	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	14,000	11,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない ※2 割引商品等の料金(宿泊料の額×2/3)
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20 ※1 ※2	1,200 ※1	1,200 ※1	12,000	10,000	5,000		実費	※1 人吉球磨管内については支給しない ※2 公用車使用区間に相当する車賃は支給しない
	五木村	30	2,500 ※	※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変動 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、20km未満:3,100円)
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内については支給しない
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200 ※1	13,300 ※2	11,700			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

(2) 副町村長

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、2,100円、半日1,050円。移動には主に公用車を利用
玉名郡	玉東町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	南関町	37	1,800 ※	1,800 ※	11,100	10,000			実費	※県内、県外の区別無し。ただし、町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊池郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100			実費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿蘇郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない
	小国町									
	産山村									
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域は無し。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給 ※2 熊本県内は10,000円 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料金の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 または実費 ※2 九州管内で宿泊を要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする ※3 甲地方は県内、乙地方は県外

(2) 副町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考		
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内					
上益城郡	御船町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,000	12,500		1,800	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	嘉島町										
	益城町	37	2,300	2,300	13,600	12,700		※	実費	※宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)	
	甲佐町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,500	12,500			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内については支給しない	
八代郡	氷川町	37	2,200	1,100 ※	11,400	10,800		2,200	実費	※陸路25kmを超え、自家用車使用時に支給する	
葦北郡	芦北町	37	2,600 ※	1,300 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給	
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円	
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	14,000	11,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない ※2 割引商品等の料金(宿泊料の額×2/3)	
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円	
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円	
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額	
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円	
	相良村	20 ※1 ※2	1,200 ※1	1,200 ※1	12,000	10,000	5,000		実費	※1 人吉球磨管内については支給しない ※2 公用車使用区間に相当する車賃は支給しない	
	五木村										
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内については支給しない	
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費		
天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	11,500 ※2	10,300			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給	

(3) 教育長

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城 益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、2,100円、半日1,050円。移動には主に公用車を利用
玉 名 郡	玉東町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	南関町	37	1,800 ※	1,800 ※	11,100	10,000			実費	※県内、県外の区別無し。ただし、町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊 池 郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100			実費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿 蘇 郡	南小国町	35 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	12,000 ※3	10,000 ※3			実費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 隣接町村に出張の場合は支給しない ※3 甲地方は県外。乙地方は県内
	小国町	30	1,000 ※1 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000	10,000		実費	※1 沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を使用する際、別途、行動費として1日につき2,000円を支給 ※2 日当1,000円の支給は阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町の地域を除く
	産山村	30	1,000 ※1	1,000	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、乙地方の金額とする ※3 上限5,000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3,000円とする
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域は無し。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給 ※2 熊本県内は10,000円 ※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料金の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 または実費 ※2 九州管内で宿泊を要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする ※3 甲地方は県内、乙地方は県外

(3) 教育長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,000	12,500		1,800	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,100	2,100 ※	13,500	12,500		2,100	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,300 ※1	2,300 ※1	13,600	12,700		※2	実費	※1 陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない ※2 宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,500	12,500			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内については支給しない
八代郡	氷川町	37	2,200	1,100 ※	11,400	10,300		2,200	実費	※陸路25kmを超え、自家用車使用時に支給する
葦北郡	芦北町	37	2,600 ※	1,300 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	14,000	11,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない ※2 割引商品等の料金-(宿泊料の額×2/3)
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20 ※1 ※2	1,200 ※1	1,200 ※1	12,000	10,000	5,000		実費	※1 人吉球磨管内については支給しない ※2 公用車使用区間に相当する車賃は支給しない
	五木村	30	2,500 ※		12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変動 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、20km未満:3,100円)
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内については支給しない
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	11,500 ※2	10,300			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

(4) 議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下城益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円。移動には主に公用車を利用
玉名郡	玉東町	37	2,600	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※町内1,200円
	和水町	37	2,600 ※	2,200 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び委員会等の開催の際には、1日当り1,000円の支給
	南関町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,200	11,800			実費	※県内、県外の区別無し。ただし、町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,600 ※1	2,600 ※2	13,100	11,800		2,600	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100			実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※2			実費	※1 1km35円または実費。町内は原則支給しない ※2 甲地方は県外。乙地方は県内
	小国町	30		※	12,000	10,000	10,000		実費	※沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を使用する際、行動費として1日につき2,000円を支給
	産山村	30	1,000 ※1	1,000	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、乙地方の金額とする ※3 上限5,000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3,000円とする
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域は無し。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給 ※2 熊本県内は10,000円 ※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料金の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 または実費 ※2 4時間以内の委員会等に出席した場合は半額とする ※3 甲地方は県内、乙地方は県外

(4) 議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200		※	実費	※宿泊料と交通機関の料金がセットになったバック旅行を利用の場合、バック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(日当と同額)を支給
	山都町	37	2,200 ※	550	13,000	12,000			実費	※宮崎県五ヶ瀬町については550円とする
八代市	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,600 ※	1,300 ※	14,800	13,300		2,600	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円
球磨郡	錦町	37	2,200	2,200	14,000	11,000			実費 ※	※割引商品等の料金ー(宿泊料の額×2/3)
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,600 ※2	1,600 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20 ※	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	※人吉球磨管内は支給しない。また、公用車使用区間に相当する車賃は支給しない
	五木村	30	2,500 ※	1,500 ※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変動 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、20km未満:3,100円)
	山江村	30	2,200	2,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内の場合は1,000円
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200 ※1	13,300 ※2	11,700			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

(5) 副議長

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下城益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円。移動には主に公用車を利用	
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※町内1,100円	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び委員会等の開催の際には、1日当り1,000円の支給	
	南関町	37	1,800 ※	1,800 ※	11,100	10,000			実費	※県内、県外の区別無し。ただし、町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない	
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する	
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100			実費		
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす	
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※2			実費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 甲地方は県外、乙地方は県内	
	小国町	30		※	12,000	10,000	10,000		実費	※沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際、行動費として1日につき2,000円を支給する	
	産山村	30	1,000 ※1	1,000	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、乙地方の金額とする ※3 上限5,000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3,000円とする	
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2		原則実費 ※3	実費	※1 片道2km以上の者についてののみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2				実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域は無し。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給 ※2 熊本県内は10,000円 ※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料金の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3				実費	※1 または実費 ※2 4時間以内の委員会等に出席した場合は半額とする ※3 甲地方は県内、乙地方は県外

(5) 副議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200		※	実費	※宿泊料と交通機関の料金がセットになったバック旅行を利用の場合、バック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(日当と同額)を支給
	山都町	37	2,200 ※	550	13,000	12,000			実費	※宮崎県五ヶ瀬町については550円とする
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,200 ※	1,100 ※	13,100	11,800		2,200	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円
球磨郡	錦町	37	2,200	2,200	14,000	11,000			実費 ※	※割引商品等の料金ー(宿泊料の額×2/3)
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,600 ※2	1,600 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20 ※	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	※人吉球磨管内は支給しない。また、公用車使用区間に相当する車賃は支給しない
	五木村	30	2,500 ※	1,500 ※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、20km未満:3,100円)
	山江村	30	2,200	2,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内の場合は1,000円
球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費		
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200 ※1	13,300 ※2	11,700			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

(6) 議員

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、1日2,100円、半日1,050円。移動には主に公用車を利用
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※町内1,100円
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び委員会等の開催の際には、1日当り1,000円の支給
	南関町	37	1,800 ※	1,800 ※	11,100	10,000			実費	※県内、県外の区別無し。ただし、町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100			実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000	1,000	12,000 ※2	10,000 ※2			実費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 甲地方は県外、乙地方は県内
	小国町	30		※	12,000	10,000	10,000		実費	※沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際、行動費として1日につき2,000円を支給する
	産山村	30	1,000 ※1	1,000	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、乙地方の金額とする ※3 上限5000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3000円とする
蘇郡	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
郡	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域は無し。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給 ※2 熊本県内は10,000円 ※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料金の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 または実費 ※2 4時間以内の委員会等に出席した場合は半額とする ※3 甲地方は県内、乙地方は県外

(6) 議員

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考	
		県 外	県 内	甲 地 方	乙 地 方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200		※	実費	※宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(日当と同額)を支給
	山都町	37	2,200 ※	550	13,000	12,000			実費	※宮崎県五ヶ瀬町については550円とする
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,200 ※	1,100 ※	13,100	11,800		2,200	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円
球磨郡	錦町	37	2,200	2,200	14,000	11,000			実費 ※	※割引商品等の料金ー(宿泊料の額×2/3)
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,600 ※2	1,600 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20 ※	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	※人吉球磨管内は支給しない。また、公用車使用区間に相当する車賃は支給しない
	五木村	30	2,600 ※1 ※2	1,600 ※1 ※2	12,000	10,000	4,500		実費	※1 自宅から役場までの距離により変動 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、20km未満:2,100円) 県外(5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、20km未満:3,100円) ※2 議員は複数人のため実員の平均値を採用
	山江村	30	2,200	2,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内の場合は1,000円
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200 ※1	13,300 ※2	11,700			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

(7) 3級以上の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下城益郡	美里町	37	2,200	2,200 ※	11,000	10,500		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、2,100円、半日1,050円。移動には主に公用車を利用	
玉名郡	玉東町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給	
	南関町	37	1,700 ※	1,700 ※	10,900	9,800			実費	※県内、県外の区別無し。ただし、町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない	
	長洲町	37	3,000 ※1	2,200 ※2	10,900	9,800		2,200	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する	
菊池郡	大津町	37	2,200		10,900	10,900			実費		
	菊陽町	37	2,200	2,200 ※1	10,900	10,900		2,200	実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす	
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	12,000 ※3	10,000 ※3			実費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 隣接町村に出張の場合は支給しない ※3 甲地方は県外、乙地方は県内	
	小国町		1,000 ※1 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000	10,000			※1 ※沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際、行動費として1日につき2,000円を支給する ※2 日当1,000円の支給は阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町の地域を除く	
	産山村	30		※1	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、乙地方の金額とする ※3 上限5000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3000円とする	
	高森町	37 ※1	2,400	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給	
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2				実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域は無し。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給 ※2 熊本県内は10,000円 ※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料金の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3				実費	※1 または実費 ※2 別表に掲げる地域に旅行する場合は、日当は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は日当は半額とする ※3 甲地方は県内、乙地方は県外

(7) 3級以上の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考	
		県 外	県 内	甲 地 方	乙 地 方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	1,900 ※	1,900 ※	13,000	12,000		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,000	2,000 ※	13,000	12,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,200 ※1	2,200 ※1	13,000	12,000		※2	実費	※1 陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない ※2 宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	13,000	12,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内については支給しない
六代郡	氷川町	37	2,100	1,050 ※	10,900	9,800		2,100	実費	※陸路25kmを超え、自家用車使用時に支給する
葦北郡	芦北町	37	2,200 ※	1,100 ※	13,100	11,800		2,200	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	13,000	10,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない ※2 割引商品等の料金(宿泊料の額×2/3)
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30	2,500 ※		12,000	10,000	4,500		実費	※1 自宅から役場までの距離により変動(5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、20km未満:3,100円)
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内については支給しない
球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費		
天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	10,900 ※2	9,800			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

(8) 2級～1級の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城郡	美里町	37	2,200	2,200 ※	11,000	10,500		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。往復20km未満の地域については、2,100円、半日1,050円。移動には主に公用車を利用
玉名郡	玉東町	37	1,900 ※	1,900 ※	10,900	9,800		1,900	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	南関町	37	1,400 ※	1,400 ※	9,800	9,800			実費	※県内、県外の区別無し。ただし、町内、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡内、山鹿市、福岡県大牟田市、福岡県柳川市、福岡県筑後市、福岡県八女市、福岡県みやま市は支給しない
	長洲町	37	2,500 ※1	1,900 ※2	10,000	8,800		1,900	実費	※1 九州外 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の町への旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する
菊池郡	大津町	37	2,200		10,900	10,900			実費	
	菊陽町	37	2,200	2,200 ※1	10,900	10,900		2,200	実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000			実費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない ※2 隣接町村に出張の場合は支給しない
	小国町		1,000 ※1 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000	10,000			※1 別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。 ※2 日当1,000円の支給は阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町の地域を除く
	産山村	30		※1	12,000	10,000 ※2		5,000 ※3	実費	※1 東京都内1日につき行動費2,000円 ※2 大分県竹田市は、乙地方の金額とする ※3 上限5000円とし、村内において、各種担当者等会議については、最大3000円とする
	高森町	37 ※1	2,400	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 片道2km以上の者についてのみ支給 ※2 甲地方を県外、乙地方を県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす ※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給
	南阿蘇村	30	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域は無し。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給 ※2 熊本県内は10,000円 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料金の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 または実費 ※2 別表に掲げる地域に旅行する場合は、日当は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は日当は半額とする ※3 甲地方は県内、乙地方は県外

(8) 2級～1級の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	1,900 ※	1,900 ※	13,000	12,000		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	37	2,000	2,000 ※	13,000	12,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	益城町	37	2,200 ※1	2,200 ※1	13,000	12,000		※2	実費	※1 陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない ※2 宿泊料と交通機関の料金がセットになったパック旅行を利用の場合、パック旅行に含まれていない食事分を支給する(朝食1,000円、夕食3,000円)
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	13,000	12,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内については支給しない
八代郡	氷川町	37	2,100	1,050 ※	10,900	9,800		2,100	実費	※陸路25kmを超え、自家用車使用時に支給する
葦北郡	芦北町	37	2,000 ※	1,000 ※	10,900	9,800		2,000	実費	※氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	13,000	10,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない ※2 割引商品等の料金(宿泊料の額×2/3)
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない ※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない ※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30	2,500		12,000	10,000	4,500		実費	
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡・人吉市内については支給しない
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	10,900 ※2	9,800			実費	※1 天草管内の旅行の場合、支給しない。県内へ日帰りで旅行した場合、1,000円を加算がある(天草管内は除く) ※2 滞在している日数に応じて、日当とは別に滞在交通費を2,000円支給

Ⅱ 町村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調べ

(1) 教育委員会

(単位：円)

郡・町村名		報 酬 額			費 用 弁 償 (日 当 額)	備 考
		年額としている場合	月額としている場合	日額としている場合		
下 益 城 郡	美里町	141,000			2,000 ※	※往復20km未満の場合は1,000円 ※半日当：1,000円
玉 名 郡	玉東町	148,000			1,100 ※	※町外2,200円
	和水町			5,800	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町			5,500 ※1	※2	※1 4時間以下の場合半額を支給。 ※2 町内600円、町外1,800円
	長洲町	156,000			500	
菊 池 郡	大津町	220,000			2,200	
	菊陽町	220,000			2,200	
阿 蘇 郡	南小国町	141,000			1,000	
	小国町	268,000			2,000	
	産山村	140,000			1,000	
	高森町	153,000			※	※職員規定に準ずる。ただし県内日当(管内を含む)は2,000円とする
	南阿蘇村	189,000			2,000	
	西原村	137,000			2,200	

(1) 教育委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
	年額としている場合	月額としている場合	日額としている場合		
上益城郡	御船町			7,100	1,900 ※ ※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	171,200			2,000
	益城町			7,100	2,200
	甲佐町			6,300 ※	1,500 ※4時間以内は半額支給
	山都町	173,000			2,200 ※ ※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町は1,100円
八代郡	氷川町			5,200	900
葦北郡	芦北町		13,300		500
	津奈木町		13,000		500
球磨郡	錦町	93,100			1,000 ※ ※職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町	153,000			1,100 ※ ※人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町	180,000			1,500 ※ ※九州外 2,000円
	湯前町			5,100	1,600 ※ ※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村	152,000			1,700
	相良村			4,800	1,200
	五木村	183,000			1,800 ※ ※自宅から役場までの距離により変動(距離区分の平均値で算出)
	山江村			4,300	1,700
	球磨村			4,900	1,000
天草郡	苓北町	168,000			1,000

(2) 選挙管理委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
下益城郡 美里町	54,100	44,600					2,000 ※	2,000 ※	※往復20km未満の場合は1,000円 ※半日当：1,000円	
玉名郡	玉東町					6,000 ※1	5,800 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	※1 4時間以内は半額を支給 ※2 町外2,200円
	和水町	103,000	94,000					2,200 ※	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町					5,700	5,500	※	※	※町内600円、町外1,800円
	長洲町					4,000	4,000	500	500	
菊池郡	大津町					4,100	4,000	2,200	2,200	
	菊陽町					4,100	4,000	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町	95,000	81,000					1,000	1,000	
	小国町	112,000	107,000					2,000	2,000	
	産山村	100,000	85,000					1,000	1,000	
	高森町	123,000	115,000					※	※	※職員規定に準ずる。ただし県内日当(管内を含む)は2,000円とする
	南阿蘇村	110,000	105,000					2,000	2,000	
	西原村	89,000	71,000					2,200	2,200	

(2) 選挙管理委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
上益城郡	御船町					7,300	7,100	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町					6,300	6,100	2,000	2,000	
	益城町					7,400	7,100	2,200	2,200	
	甲佐町					6,500 ※	6,300 ※	1,500	1,500	※4時間以内半額支給
	山都町					6,800	6,500	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町は1,100円
八代郡	氷川町					5,500	5,200	900	900	
葦北郡	芦北町					6,500	6,000	500	500	
	津奈木町					6,000	5,500	500	500	
球磨郡	錦町					4,500	4,300	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町					4,600	4,300	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町					4,200	4,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町					5,300	5,100	1,600 ※	1,600 ※	※選挙当日は、7,500円。宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村					5,100	4,800	1,700	1,700	
	相良村					4,800	4,600	1,200	1,200	
	五木村					4,700	4,500	1,800 ※	1,800 ※	※自宅から役場までの距離により変動(距離区分の平均値で算出)
	山江村					4,700	4,500	1,700	1,700	
	球磨村					4,900	4,500	1,000	1,000	
天草郡	苓北町	124,000	115,000					1,000	1,000	

(3) 農業委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額									費用弁償 (日当額)			備考	
	年額としている場合			月額としている場合			日額としている場合			会長	副会長 (会長職務代理者)	委員		
	会長	副会長 (会長職務代理者)	委員	会長	副会長 (会長職務代理者)	委員	会長	副会長 (会長職務代理者)	委員					
下益城郡	美里町	224,000	203,000 ※1	203,000							2,000 ※2	2,000 ※2	2,000 ※2	※1 会長職務代理者 ※2 往復20km未満の場合は1,000円 半日当：1,000円 農地利用最適化推進委員 年額100,000円 活動実績日額3,600円(半日：1,800円)
玉名郡	玉東町	230,000 ※1	190,000 ※1	170,000 ※1							1,100 ※2	1,100 ※2	1,100 ※2	※1 町長が活動等に応じて別に定める額を加えた額 ※2 町外2,200円
	和水町	243,600 ※1	201,600 ※1	201,600 ※1							2,200 ※2	2,200 ※2	2,200 ※2	※1 活動及び成果に応じて予算の範囲内で町長が定める額を加えた額 ※2 荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町	200,000		170,000							※		※	※町内600円。町外1,800円
	長洲町	165,000 ※	155,000 ※	155,000 ※							500	500	500	※活動及び成果に応じて予算の範囲内で町長が定める額を加えた額
菊池郡	大津町	240,000	230,000	220,000							2,200	2,200	2,200	
	菊陽町				25,000 ※	20,000 ※	19,000 ※				2,200	2,200	2,200	左記の基準報酬月額に、活動及び成果実績に応じて町長が別に定める額を加算した額を支給する。別に定める額は、次の算定式により算出した額とする。 (農地利用最適化交付金事業実施要綱(平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知)に基づく農地利用最適化交付金の交付金額)÷(委員の数)÷(12か月)
阿蘇郡	南小国町	202,000	192,000	182,000							1,000	1,000	1,000	
	小国町	260,000	255,000	250,000							2,000	2,000	2,000	
	産山村	202,000	192,000	182,000							1,000	1,000	1,000	
	高森町	189,200	178,200	170,500							※	※	※	※職員規定に準ずる。ただし県内日当(管内を含む)は2,000円とする
	南阿蘇村	300,000		250,000							2,000		2,000	
西原村	202,000 ※1	192,000 ※1	182,000 ※1								2,200 ※2	2,200 ※2	2,200 ※2	※1 但し、各委員には予算の範囲内で村長が定める額(1時間1,000円)で「能率報酬」が支払われる ※2 費用弁償が支払われない場合は能率報酬は支払われない
御船町	250,000	225,000	225,000								1,900 ※	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給

(3) 農業委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額									費用弁償 (日当額)			備考					
	年額としている場合			月額としている場合			日額としている場合			会長 (会長職務代理者)	副会長 (会長職務代理者)	委員						
	会長	副会長 (会長職務代理者)	委員	会長	副会長 (会長職務代理者)	委員	会長	副会長 (会長職務代理者)	委員									
上益城郡	嘉島町	168,700		153,300						2,000		2,000						
	益城町	286,600		255,600						2,200		2,200						
	甲佐町	252,000 ※	226,800 ※	226,800 ※						1,500	1,500	1,500	農地利用最適化推進委員 ・報酬年額226,800円 ・費用弁償日額1,500円 ※基本給。能率給については予算の範囲内で町長が定める額					
	山都町	265,000	240,000	120,000						2,200 ※	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町は1,100円					
八代郡	氷川町	241,000 ※	205,800 ※	205,800 ※						900	900	900	※基本額。能率額は、予算の範囲内で町長が別に定める額					
葦北郡	芦北町				26,500 ※	20,600 ※	19,600 ※						500	500	500	※基本給。能率給は、予算の範囲内で町長が定める		
	津奈木町				23,700 ※	16,500 ※	16,500 ※							500	500	500	※基本給。能力給は、予算の範囲内で町長が定める額	
球磨郡	錦町	960,700 ※1	926,400 ※1	920,500 ※1										1,000 ※2	1,000 ※2	1,000 ※2	※1 年額の報酬額以内で町長が別に定める ※2 職務従事が4時間以内の場合は500円	
	あさぎり町	344,000 ※1	316,000 ※1	300,000 ※1										1,100 ※2	1,100 ※2	1,100 ※2	※1 基本給。能率給は予算の範囲内で町長が定める額 ※2 人吉市及び球磨郡以外は2,200円	
	多良木町	1,141,000 ※1	1,075,000 ※1	1,069,000 ※1											1,500 ※2	1,500 ※2	1,500 ※2	※1 以内で町長が別に定める額 ※2 九州外 2,000円
	湯前町	328,000 ※1	295,000 ※1	281,000 ※1 ※2											1,600 ※3	1,600 ※3	1,600 ※3	※1 基本給。能率給は農地利用最適化交付金を財源として、町長が予算の範囲内で定める額 ※2 農地利用最適化推進委員242,000円 ※3 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村	270,000	237,000	226,000											1,700	1,700	1,700	
	相良村	274,000 ※	253,000 ※	242,000 ※											1,200	1,200	1,200	※能率給：予算の範囲内で村長が定める額
	五木村	272,000 ※1	236,000 ※1	217,000 ※1											1,800 ※2	1,800 ※2	1,800 ※2	※1 年額であり、能率給の額は予算の範囲内で村長が定める額 ※2 自宅から役場までの距離により変動（距離区分の平均値で算出）
	山江村 球磨村	275,000 298,000	247,000 245,000	225,000 223,000											1,700 1,000	1,700 1,000	1,700 1,000	
天草郡	苓北町	183,000 ※	168,000 ※	168,000 ※										1,000	1,000	1,000	※年報酬とは別に活動に応じて能率給が別途支給される。（予算の範囲で町長が定める額）	

(4) 監査委員

(単位：円)

郡・町村名		報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考
		年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		識 見	議 選	
		識 見	議 選	識 見	議 選	識 見	議 選			
下 益 城 郡	美里町	175,000	127,000					2,400 ※	2,400 ※	※往復20km未満は1,200円。会議の場合2,100円(半日は1,050円)
玉 名 郡	玉東町					7,500 ※1	6,900 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	※1 4時間以内は半額を支給 ※2 町外2,200円
	和水町					7,500	6,900	2,200 ※	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町					7,500 ※1	6,900 ※1	※2	※2	※1 4時間以下の場合半額を支給 ※2 町内600円、町外1,800円
	長洲町					7,500	6,900	500	500	
菊 池 郡	大津町					7,100	7,100	2,200	2,200	
	菊陽町					7,100	7,100	2,200	2,200	
阿 蘇 郡	南小国町					6,000	5,200	1,000	1,000	
	小国町	300,000	230,000					2,000	2,000	
	産山村	200,000	160,000					1,000	1,000	
	高森町		213,000			6,400		2,600 ※	2,600 ※	※町長等の旅費規程に準ずる
	南阿蘇村	300,000	230,000					2,000	2,000	
	西原村	230,000	165,000					2,200	2,200	

(4) 監査委員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		識見	議選		
	識見	議選	識見	議選	識見	議選				
上益城郡	御船町					7,300	7,100	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町					6,600	6,600	2,200	2,200	
	益城町					7,400	7,100	2,200	2,200	
	甲佐町					7,000 ※	6,800 ※	1,500	1,500	※4時間以内半額支給
	山都町					7,000	6,900	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町は1,100円
八代郡	氷川町					7,800	6,300	950	950	
葦北郡	芦北町					7,900	6,100	500	500	
	津奈木町					8,800	6,000	500	500	
球磨郡	錦町					6,800	5,800	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町					12,000	5,800	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町					12,000	6,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町					12,000	5,300	1,600 ※	1,600 ※	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村					12,000	5,800	1,700	1,700	
	相良村					7,000	5,400	1,200	1,200	
	五木村					12,000	6,000	1,920 ※	1,500 ※	※現監査委員の額を記載。 識見：自宅からの往復距離×30円/km 議選：自宅から役場までの距離により変動
	山江村					6,800	5,800	1,700	1,700	
	球磨村					7,000	6,000	1,000	1,000	
天草郡	苓北町					8,400 ※	7,400 ※	1,000	1,000	※半日の場合 識見：4,500円 議選：4,000円

(5) 民生委員

(単位：円)

郡・町村名		町 村 からの 活 動 助 成 費 等			費 用 弁 償 (日 当 額)	備 考
		年額としている場合	月額としている場合	日額としている場合		
下 益 城 郡	美 里 町	432,000 ※1			2,000 ※2	※1 民生・児童委員協議会への活動費補助金その他 事業補助金：144,000円 ※2 半日の場合1,000円
玉 名 郡	玉 東 町					民生委員児童委員協議会へ活動委託料として 1,641,000円支給
	和 水 町					民生児童委員協議会へ委託料として2,827,200円支給
	南 関 町					社会福祉協議会へ業務委託料として2,618,000円支給
	長 洲 町					民生委員・児童委員協議会補助金として2,640,000円 支給
菊 池 郡	大 津 町				2,200 ※	民生委員協議会へ活動補助金として5,913,000円支給 ※民生委員協議会への活動補助金の中から支払
	菊 陽 町					民生児童委員協議会へ補助金として4,499,000円支給
阿 蘇 郡	南小国町					民生委員協議会へ補助金として1,722,000円支給
	小 国 町	49,000			2,000	
	産 山 村				1,000	民生委員協議会へ補助金として600,000円
	高 森 町				2,000	民生委員協議会へ年額4,883,000円助成
	南阿蘇村	84,000			2,000	
	西 原 村	71,000			2,200	

(5) 民生委員

(単位：円)

郡・町村名		町村からの活動助成費等			費用弁償 (日当額)	備考
		年額としている場合	月額としている場合	日額としている場合		
上益城郡	御船町	4,861,000				
	嘉島町					民生委員協議会補助金として年額2,085,000円
	益城町					民生委員協議会へ補助金として3,750,000円支給
	甲佐町					民生委員・児童委員協議会へ補助金として3,230,000円支給
	山都町					民生委員協議会へ運営助成として年額8,000,000円支給
八代郡	氷川町					民生委員協議会へ補助金として2,397,000円支給
葦北郡	芦北町					民生児童委員協議会へ補助金として8,860,000円支給
	津奈木町					民生委員・児童委員協議会へ補助金として1,786,000円支給
球磨郡	錦町					民生児童委員協議会への助成として1,600,000円支給
	あさぎり町					民生委員児童委員協議会へ補助金として4,303,000円支給
	多良木町					民生委員児童委員協議会へ補助金として2,014,000円支給
	湯前町					民生委員協議会へ活動補助金として1,900,000円支給
	水上村	60,000 ※			1,500	※報償費として支出
	相良村					民生委員協議会へ補助金として1,480,000円支給
	五木村	1,100,000			1,800 ※	※距離区分の平均値を採用(助成費内にて支払)
	山江村					民生委員児童委員協議会へ補助金として1,710,000円支給
	球磨村					民生委員協議会へ助成金として1,720,000円を助成。助成金の中から活動費として支出
天草郡	苓北町	1,000,000				民生委員協議会へ運営補助金として1,000,000円支給

(6) 消防団

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額								出 動 手 当 等								備 考	
	年 額								1 回 に つ き									
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員				
下城郡	美里町	133,000	78,000	51,000	35,000	33,000	33,000	15,000										
玉名郡	玉東町	133,100	98,400	72,800	32,200			19,400	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※				1,000 ※	※水火災1,500円、警戒1,000円、訓練1,000円	
	和水町	145,700	103,200	85,900	65,200	42,000	23,500	19,000	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	※災害及び捜索活動については、1回につき1,500円	
	南関町	182,000	115,000	96,000	74,000	47,000	29,900	22,600	※	※	※	※	※	※	※	※	※町内600円、町外1,800円。団員が職務に従事した場合及び公務のため旅行した場合(風水災害、警戒、訓練等のために出務したときを除く)には費用弁償を支給する	
	長洲町	146,300	99,300	72,100	44,900	34,500	24,000	20,900	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	※役員会については1日につき500円	
菊池郡	大津町	130,000	91,000	69,000	44,000	39,000	32,000	20,000	2,600	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200		
	菊陽町	130,000	91,000	69,100	44,000	39,000	32,000	20,000	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200		
阿蘇郡	南小国町	122,000	84,000	66,000	43,000	40,000	34,000	31,000	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※・団員出動手当1人につき6,000円(年額)・機能別団員出動手当5,000円(出動1回につき)・ラッパ隊出動手当1人につき5,000円(年額)・年末警戒手当1部につき10,000円(年額)・ラッパ隊手当10,000円(年額)
	小国町	110,000	72,000	60,000	48,000	40,000	35,000	30,000	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※年額5000円。団長、副団長、分団長、副分団長への会議出席の場合の費用弁償は、2,000円
	産山村	110,000	75,000	57,000	38,000	34,000	31,000	25,000	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※団員1人につき年間3,000円。ただし機能別団員は1回の出動につき5,000円
	高森町	128,000	89,000	68,000		40,000	33,000	27,000	2,000	2,000	2,000			2,000	2,000	2,000		副団長の下部に本部員(原則分団長経験者)があり、報酬額が74,000円
	南阿蘇村	155,000	113,000	84,000	56,000	49,000	40,000	28,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
	西原村	114,000	79,000	63,000	40,500	36,500	33,000	29,000	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

(6) 消防団

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額							出 動 手 当 等							備 考	
	年 額							1 回 に つ き								
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員		
上 益 城 郡	御 船 町	115,700	82,700	60,500	39,300		30,900	20,000	2,000	2,000	2,000	2,000		2,000	2,000	
	嘉 島 町	119,700	77,800	59,900		36,000	24,000	20,000	2,000	2,000	2,000		2,000	2,000	2,000	
	益 城 町	122,000	87,000	64,000	44,000		32,000	20,500								
上 益 城 郡	甲 佐 町	115,000	80,500	61,000	40,030	31,100	23,000	20,000	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	※部へ運営交付金として1人につき2,000円(年額)支給。会議の際は費用弁償日額1,500円を支給
	山 都 町	100,000	80,000	60,000	38,000	32,000	23,000	21,000	※	※	※	※	※	※	※	※団員が水火災、警戒、訓練等に従事する場合は、水火災、警戒、訓練の場合1回につき2,000円、講習会及び消防大会の場合は1回につき1,500円。上記の場合を除き団員が公務のため旅行した場合及び分団長以上の職にある者が、会議その他の用務により公務についた場合は山都町報酬及び費用弁償条例に定める額を支給する
八代郡	氷 川 町	150,000	120,000	71,000	50,000		24,000	20,000	900 ※	900 ※	900 ※	900 ※		900 ※	900 ※	※訓練、会議等の職務に従事した場合
葦北郡	芦 北 町	128,300	73,700	48,400	36,800	26,400	21,100	15,800	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	津 奈 木 町	128,300	73,700	48,400	36,800		21,100	15,800	500 ※	500 ※	500 ※	500 ※		500 ※	500 ※	※会議出席の場合
球 磨 郡	錦 町	114,000	94,000	62,000		43,000	35,000	30,000	1,600 ※	1,600 ※	1,600 ※		1,600 ※	1,600 ※	1,600 ※	※会議・式典出席1,000円(4時間以内は500円)
	あ さ ぎ り 町	113,000	94,000 ※1	62,000	50,800	44,000	36,000	31,200	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※1 副団長の下に「指揮隊長」報酬額82,000円 ※2 1回につき1,700円以内。水火災以外の場合は3,000円以内
	多 良 木 町	113,000	94,000	62,000		44,000	35,000	30,000	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※		1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	※公務のため旅行した場合又は会議の招集に応じた場合(九州外は2,000円)
球 磨 郡	湯 前 町	111,000	82,000	61,000	57,000	42,000	38,000	31,000 ※1	2,600 ※2	2,600 ※2	2,600 ※2	2,600 ※2	2,600 ※2	2,600 ※2	2,600 ※2	※1 自動車ポンプ班員は35,000円、その他ポンプ班員は34,000円、機能別団員は12,000円 ※2 火災以外の出動は、3,000円
	水 上 村	109,000	80,000	66,000	45,000	39,000	31,000	29,000	1,600 ※	1,600 ※	1,600 ※	1,600 ※	1,600 ※	1,600 ※	1,600 ※	※災害待機・捜索の場合は3,000円
	相 良 村	116,000	85,000	62,000	41,000	41,000	32,000	30,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
	五 木 村	130,000	100,000	80,000	45,000	45,000	37,000	32,000	1,800 ※	1,800 ※	1,800 ※	1,800	1,800	1,800	1,800	※団長、副団長及び分団長においては分団長会議開催時の費用弁償は別途。(自宅からの距離により変動)
	山 江 村	116,000	86,000	63,000	42,000	34,000	33,000	31,000	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
球 磨 郡	球 磨 村	120,000	95,000	65,000	50,000	45,000	35,000	32,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	荅 北 町	118,000	95,000	70,000	56,000	47,000	39,000	31,000	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	※訓練出動の場合は、2,100円支給

(7) 嘱託員(区長)

(単位:円)

郡・町村名		報酬額						費用弁償 (日当額)	備 考
		年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合			
		均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)		
下城 益郡	美里町	79,000	3,900					2,000 ※	※半日の場合1,000円
玉 名 郡	玉東町	118,000	3,300					1,100 ※	令和2年度より報償費で支給。費用弁償は、日額報償費で支給
	和水町	55,000	4,200					2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町		4,800					600	
	長洲町	89,200	2,800						
菊 池 郡	大津町	※	1,400					2,200	※均等割額+世帯数×1,400円 「均等割額」 世帯数 50未満~300世帯以上、年額187,000~ 274,000円の範囲で、5段階に分けて定めている
	菊陽町			15,500	50			2,200	令和2年4月1日に地方公務員法の一部が改正され特別職としての嘱託員を置くことができないため自治組織の代表個人に町の業務を委託
阿 蘇 郡	南小国町	100,000						1,000	
	小国町	50,000	600					2,000	区長ではなく行政部長
	産山村	145,000	1,000					1,000	
	高森町			30,000	※1				※1 地域の世帯集中度など考慮して、160円、190円、220円と地域による差を設けている。なお、支払い方法は6・9・12・3月の4回支払いである
	南阿蘇村								令和2年4月より会計年度任用職員に移行したことに伴い、委託契約に変更。基本額21,000 世帯割480 費用弁償無。
	西原村								令和2年度より、各集落の区長(嘱託区長含む)は私人として「委託契約」を締結。〈会計年度任用職員制度の導入により〉

(7) 嘱託員 (区長)

(単位:円)

郡・町村名		報酬額						費用弁償 (日当額)	備 考
		年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合			
		均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)		
上益城郡	御船町	※	2,200					1,900	※100戸以下 125,000円、101戸～200戸 132,300円、201戸以上139,700円
	嘉島町								令和2年4月1日より業務委託
	益城町	190,000	1,500					2,200	
	甲佐町								委託契約のため、報酬及び費用弁償は発生しない
	山都町								平成28年4月1日より区長への報酬及び費用弁償は無し
八代郡	氷川町								地方公務員法の一部改正に伴い、R2.4月より同法第3条第3項に該当しなくなったため、報酬・費用弁償の支給はない
葦北郡	芦北町			16,300 ※	181 ※			500	※均等割(50%)、世帯割(45%)、遠距離(5%)：428円/km
	津奈木町	180,000 ※	1,800 ※					500	※距離割(1点当り1,800円) 役場からの距離に応じ3点～9点
球磨郡	錦町	262,350	592					1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町	※1	※1					1,100 ※2	※1 平等割：戸数区分により280,000～560,000円 均等割(1戸)：戸数区分により1,800～300円 ※2 費用弁償について、人吉市及び球磨郡以外は2,200円支給
	多良木町								令和2年度から委託料へ変更 平均委託料 年額：421,000円 全体予算の6.5割を均等割(273,650円)、3.5割を世帯割として配分
	湯前町	294,030 ※1	1,144 ※1					1,600 ※2	※1 区長制度及び身分の改正により、令和2年度から報酬ではなく委託料にて支出している ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村	273,000	※					1,600	※甲地区2,500円、乙地区2,300円
	相良村	※	※					1,200	※339,000円(世帯割、均等割それぞれ案分率による計算)
	五木村								令和2年度より報酬ではなく、区長業務委託料として支払い
	山江村	203,000	1,000					1,700	
	球磨村	※	※					1,000	※世帯(戸数)割に応じて支給 50戸以下150,000円、100戸以下175,000円、150戸以下200,000円、151戸以上225,000円
大草郡	苓北町	200,900	1,403					1,000	

(8) 学校医 (小学校)

(単位:円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医 師	歯 科 医		
	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医				
下 益 城 郡	美里町	252,000 ※1	252,000 ※2					2,000 ※3	2,000 ※3	※1 年額+90円×児童(生徒)数 ※2 年額+70円×児童(生徒)数 ※3 半日の場合1,000円
玉 名 郡	玉東町	163,000	163,000					10,000	10,000	
	和水町	163,000 ※1	149,000 ※1					2,200 ※2	2,200 ※2	※1 1校あたりの金額 ※2 職務を行うために出勤したときの 日当は、1日につき10,000円
	南関町	163,000	149,000					※	※	※町内600円、町外1,800円。職務を行 うために出勤した時の日当は、1日につ き10,000円
	長洲町	167,600	167,600					10,000	10,000	
菊 池 郡	大津町	182,000	182,000					10,000	10,000	
	菊陽町	182,000	182,000					10,000	10,000	
阿 蘇 郡	南小国町	222,000 ※	222,000 ※					1,000	1,000	※1校につき
	小国町	200,000	200,000					10,000	10,000	
	産山村	220,000	220,000					1,000	1,000	小中一環教育のため、併せて1校とな る
	高森町	84,000 ※1	84,000 ※1					※2	※2	※1 定額(84,000円)に児童・生徒 数割が加算。定額÷町内全児童(生徒) 数×担当児童(生徒)数 ※2 (費用弁償年額) 学校医29,760 円、歯科医20,000
	南阿蘇村	176,000	176,000					2,000	2,000	
	西原村	219,000	219,000					10,000	10,000	

(8) 学校医 (小学校)

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医師	歯科医		
	医師	歯科医	医師	歯科医	医師	歯科医				
上益城郡	御船町	217,500	217,500					10,000	10,000	
	嘉島町	203,300	203,300					10,000	10,000	
	益城町	222,000	222,000					10,000	10,000	
	甲佐町	212,900 ※	212,900 ※					10,100	10,100	※1校につき
	山都町	163,000	163,000					11,000	11,000	
八代郡	氷川町	173,500	173,500					2,800	2,800	
葦北郡	芦北町	150,000	120,000							
	津奈木町	150,000	120,000					14,200	14,200	
球磨郡	錦町	246,000 ※	219,000 ※					6,000	6,000	※1校につき
	あさぎり町	250,920	223,380					6,120	6,120	
	多良木町	223,380 ※	223,380					6,120	6,120	※内科医は250,920円
	湯前町	250,920 ※1	223,380					6,120 ※2	6,120 ※2	※1 内科医以外は、223,380円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村	246,000 ※	219,000 ※					6,000	6,000	※報償費として支出
	相良村						※	※	※	※村長が定める額
	五木村	223,000 ※					16,000 ※			※内科・歯科については、村診療所 (人吉医療センター指定管理)で対応。他科目医療については、近隣市町村の医師
	山江村	246,000	219,000					6,000	6,000	
	球磨村	246,000	219,000					10,000	10,000	
天草郡	苓北町	172,000	172,000					1,000	1,000	

(8) 学校医 (中学校)

(単位:円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医師	歯科医	
	医師	歯科医	医師	歯科医	医師	歯科医			
下益城郡 美里町	252,000 ※1	252,000 ※2					2,000 ※3	2,000 ※3	※1 年額+90円×児童(生徒)数 ※2 年額+70円×児童(生徒)数 ※3 半日の場合1,000円
玉名郡	玉東町	163,000	163,000				10,000	10,000	
	和水町	163,000 ※1	149,000 ※1				2,200 ※2	2,200 ※2	※1 1校あたりの金額 ※2 職務を行うために出勤したときの日当は、1日につき10,000円
	南関町	163,000	149,000				※	※	※町内600円、町外1,800円。職務を行うために出勤した時の日当は、1日につき10,000円
	長洲町	167,600	167,600				10,000	10,000	
菊池郡	大津町	182,000	182,000				10,000	10,000	
	菊陽町	182,000	182,000				10,000	10,000	
阿蘇郡	南小国町	222,000 ※	222,000 ※				1,000	1,000	※1校につき
	小国町	200,000	200,000				10,000	10,000	
	産山村	220,000	220,000				1,000	1,000	本村では、小中一環教育のため、併せて1校となる
	高森町	84,000 ※1	84,000 ※1				※2	※2	※1 定額(84,000円)に児童・生徒数割が加算。定額÷町内全児童(生徒)数×担当児童(生徒)数 ※2 (費用弁償年額)学校医29,760円、歯科医20,000
	南阿蘇村	176,000	176,000				2,000	2,000	
	西原村	219,000	219,000				10,000	10,000	

(8) 学校医 (中学校)

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医 師	歯 科 医		
	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医				
上 益 城 郡	御 船 町	217,500	217,500					10,000	10,000	
	嘉 島 町	203,300	203,300					10,000	10,000	
	益 城 町	222,000	222,000					10,000	10,000	
	甲 佐 町	212,900 ※	212,900 ※					10,100	10,100	※1校につき
	山 都 町	163,000	163,000					11,000	11,000	
八 代 郡	氷 川 町	173,500	173,500					2,800	2,800	
葦 北 郡	芦 北 町	150,000	120,000							
	津 奈 木 町	150,000	120,000					14,200	14,200	
球 磨 郡	錦 町	219,000 ※	219,000 ※					6,000	6,000	※1校につき
	あ さ ぎ り 町	223,380	223,380					6,120	6,120	
	多 良 木 町	223,380	223,380					6,120	6,120	
	湯 前 町	250,920 ※1	223,380					6,120 ※2	6,120 ※2	※1 内科医以外は223,380円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
	水 上 村	219,000 ※	219,000 ※					6,000	6,000	※報償費として支出
	相 良 村						※	※	※	※村長が定める額
	五 木 村	223,000 ※						16,000 ※		※内科・歯科については、村診療所 (人吉医療センター指定管理)で対 応。他科目医療については、近隣市町 村の医師
	山 江 村	219,000	219,000					6,000	6,000	
球 磨 村	219,000	219,000					10,000	10,000		
天 草 郡	苓 北 町	172,000	172,000					1,000	1,000	

(9) 特別職報酬等審議会

(単位：円)

郡・町村名		報酬額		費用弁償		備考
		日額		(日当額)		
		会長	委員	会長	委員	
下益城郡	美里町					
玉名郡	玉東町					
	和水町	5,800	5,600	2,200 ※	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町	5,600 ※1	5,400 ※1	※2	※2	※1 4時間以下の場合、半額を支給 ※2 町内600円、町外1,800円
	長洲町	4,000	4,000	500	500	
菊池郡	大津町	3,800	3,700	2,200	2,200	
	菊陽町	3,800	3,700	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町	3,300 ※	3,300 ※	1,000	1,000	※条例で定めていないその他の非常勤職員の報酬となる
	小国町	3,000	3,000	2,000	2,000	
	産山村			4,000	4,000	
	高森町	5,000	5,000	2,400 ※	2,400 ※	※職員規定に準ずる
	南阿蘇村	5,000	5,000	2,000	2,000	
	西原村	6,800	6,800	2,200	2,200	

(9) 特別職報酬等審議会

(単位：円)

郡・町村名		報酬額		費用弁償		備考
		日額		(日当額)		
		会長	委員	会長	委員	
上益城郡	御船町	4,000	4,000	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	6,300	6,100	2,000	2,000	
	益城町	6,200	6,200	2,200	2,200	
	甲佐町	6,300 ※	6,300 ※	1,500	1,500	※4時間以内は半額支給
	山都町	6,000	6,000	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円
八代郡	氷川町	5,200	5,200	900	900	
葦北郡	芦北町	4,900	4,900	500	500	
	津奈木町	5,500	5,500	500	500	
球磨郡	錦町	5,200 ※1	5,000 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	※1 職務従事が4時間以内の場合、会長2,700円、委員2,500円 ※2 職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町	4,600	4,300	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町	4,200	4,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町	4,600	4,400	1,600 ※	1,600 ※	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村	4,400	4,100	1,600	1,600	
	相良村	4,800	4,600	1,200	1,200	
	五木村	4,700	4,500	1,800 ※	1,800 ※	※必要の都度村長が任命するため常設していない。費用弁償は会長及び委員とも距離区分の平均値で算出
	山江村	4,300	4,100	1,700	1,700	
	球磨村	4,300	4,100	1,000	1,000	
天草郡	苓北町	5,700 ※	5,700 ※	1,000	1,000	※会議が半日で終了する場合は、半日額3,000円を支給

(10) スポーツ推進委員

(単位：円)

郡・町村名		報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
		年額の場合	月額の場合	日額の場合		
下 益 城 郡	美里町	32,300			2,000 ※	※半日の場合1,000円
玉 名 郡	玉東町	41,000			1,100 ※	※町外2,200円
	和水町	40,500			2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については、定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町	54,000			※	※町内600円、町外1,800円
	長洲町	58,500			500	
菊 池 郡	大津町	35,100			2,200	
	菊陽町	35,100			2,200	
阿 蘇 郡	南小国町	27,000			1,000	
	小国町			3,000	2,000	
	産山村				4,000	
	高森町	22,000			※	※職員の旅費規程に準ずる。県外2,400円、県内(管内を含む)2,000円
	南阿蘇村	30,000			2,000	会長は年額40,000円
	西原村	33,000			2,200	

(10) スポーツ推進委員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
	年額の場合	月額の場合	日額の場合		
上益城郡	御船町	33,400			1,900 ※ ※宿泊を伴う場合のみ支給
	嘉島町	30,200			2,000
	益城町	38,800			2,200
	甲佐町	37,300			1,500
	山都町	40,000			2,200 ※ ※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円
大代郡	氷川町	44,600			900
葦北郡	芦北町			4,900	500
	津奈木町			4,800	500
球磨郡	錦町	48,500			1,000 ※ ※職務従事が4時間以内の場合は500円
	あさぎり町	31,400			1,100 ※ ※人吉市及び球磨郡以外は2,200円
	多良木町	48,500			1,500 ※ ※九州外 2,000円
	湯前町			4,400 ※1	1,600 ※2 ※1 会長 4,600円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する
	水上村	29,000			1,600
	相良村			4,600	1,200
	五木村	50,000			1,800 ※ ※自宅から役場までの距離により変動（距離区分の平均値で算出）
	山江村			4,100	1,700
球磨村	50,000			1,000	
天草郡	苓北町	35,000			1,000

(11) 交通指導員

(単位：円)

郡・町村名		報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
		年額の場合	月額の場合	日額の場合		
下 益 城 郡	美里町	80,000			2,000 ※	※半日の場合1,000円
玉 名 郡	玉東町	80,000				令和2年度より委託料で支給(費用弁償は無)
	和水町	40,000			2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については、定額の2分の1に相当する額。町内1,000円
	南関町	30,000 ※				※謝礼として(年額)
	長洲町					交通安全協会助成金として250,000円
菊 池 郡	大津町	71,700				交通指導員謝礼として年額71,700円
	菊陽町					町からの依頼により活動を行う場合1回につき3,500円の謝礼を支払う
阿 蘇 郡	南小国町	35,000			1,000	
	小国町	30,000			2,000	
	産山村	20,000			1,000	
	高森町			1,000	※	※職員の旅費規程に準ずる。県外2,400円、県内(管内を含む)2,000円
	南阿蘇村				1,000	
	西原村					令和2年度より、交通指導員(9名)は私人として「委託契約」を締結。〈会計年度任用職員制度の導入により〉

(11) 交通指導員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額			費用弁償 (日当額)	備考	
	年額の場合	月額の場合	日額の場合			
上益城郡	御船町		6,000		1,900 ※ ※宿泊を伴う場合のみ支給	
	嘉島町				令和2年4月1日より業務委託	
	益城町		13,100 ※		2,200 ※委託料として6か月分を年2回支払	
	甲佐町				委託契約のため、報酬及び費用弁償は発生しない	
	山都町				業務委託 隊長63,000～80,000円、副隊長52,600～55,000円、支部長52,700～54,300円、委員52,800～53,600円	
八代郡	氷川町				地方公務員法の一部改正に伴い、R2.4月より同法第3条第3項に該当しなくなったため、報酬・費用弁償の支給はない	
葦北郡	芦北町	51,900			500	
	津奈木町	51,900			500	
球磨郡	錦町			6,000 ※1	1,000 ※2 ※1 立番 1,000円。職務従事が4時間以内の場合は3,000円 ※2 職務従事が4時間以内の場合は500円	
	あさぎり町	30,300			1,100 ※ ※人吉市及び球磨郡以外は2,200円、支部長 35,200円	
	多良木町				令和2年度から委託料へ変更 年額34,000円に1回の活動につき1,500円、県外への研修参加16,000円を加算	
	湯前町			4,400 ※1	1,600 ※2 ※1 会長 4,600円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する	
	水上村	74,000			1,600	
	相良村					人吉地区交通安全協会相良支部へ補助金として1,000,000円支給
	五木村					令和2年度より謝金で支払い
	山江村	48,000			1,700	
	球磨村				会計年度任用職員制度導入に伴い指導員を解任し、令和2年度から交通安全協会へ業務を委託	
天草郡	苓北町	37,000			1,000	